

# 長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、長崎港活性化センターがコンテナの輸出入に要する経費の一部を、予算の範囲内で助成することにより、長崎港における新たな荷主の発掘と取扱貨物の増量を図り、もって長崎港における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

## (助成対象者)

**第2条** 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人経営者を含む。以下同じ。）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。但し、船荷証券（B/L）1件が1コンテナに満たない小口混載貨物は除く。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
- (2) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間、長崎港の外貿コンテナ定期航路を利用していないもの。但し、平成16年度以後に、長崎港コンテナ輸送トライアル助成金の交付を受けた回数が、輸出入それぞれ5回未満である企業については、輸出入それぞれ5回までの利用を可とする。
- (3) 当該年度内において、長崎港の外貿コンテナ定期船に積み降ろしを行ったもの。

## (助成金の額等)

**第3条** 助成金の額は、船荷証券（B/L）1件につき、輸出は4万円、輸入は2万円、さらに北米、欧州、豪州等のアジア地区以外の航路利用貨物については、輸出は2万円、輸入は3万円を上乗せする。

- 2 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分については交付しないものとする。但し、輸出入日が同一である請求金額が予算額を超えた場合、当該請求金額については予算残額を按分して交付するものとする。

## (交付請求)

**第4条** 助成金の交付を受けようとする企業（以下「請求者」という。）は、海貨業者を通じ予め助成金交付請求の仮予約を行い、当該コンテナ輸出入を行った日から14日以内に、長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付請求書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## (交付決定)

**第5条** 会長は、前条の請求書を受理したときはその日から14日以内に請求内容を審

査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合はその旨当該請求者に長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は長崎港コンテナ輸送トライアル助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

#### **（助成金の返還）**

**第6条** 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

#### **（その他）**

**第7条** この要綱に定めるほか、当制度の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年5月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日に施行し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行し、平成23年4月1日から実施する。